資料４

認定こども園の認可・認定にあたり「都道府県計画に定める数」の設定について

１　概要

○子ども・子育て支援新制度において、都道府県は、計画に定める区域ごとの需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じて、認定こども園の認可・認定を行う。

○なお、需要（量の見込み）については、各市町村が実施するニーズ調査の数値を積み上げて設定する。

〈参考〉





　　　　※幼保連携型認定こども園の認可にあたっては、条例に基づく審議会で審議

　　　　　（認定こども園法第２５条）

２　都道府県計画における認定こども園移行特例について

○需要と供給の状況に応じて、認可を行う仕組みとなることに伴い、新制度施行時に供給過剰となっている地域では、認定こども園を設置することができない。

例：保育所が認定こども園へ移行する場合、新たに幼稚園の定員を設けることとなる。

しかしながら、同一地域内にある幼稚園が定員割れをしている（幼稚園ニーズが供給過剰となっている。）場合、保育所が認定こども園へ移行したくても、認可・認定ができない。

○このため、既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行できるよう、都道府県計画に一定の数を設定することができる。

○都道府県計画に定める数は、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向を踏まえて設定する。

○計画に定める数の設定にあたっては、都道府県子ども・子育て会議等の議論を通じ透明性を確保することが求められている。

〈参考〉

　

３　各施設への移行調査の実施

○「認定こども園への移行希望調査票」に基づき、各施設へ移行調査を実施

○調査対象は、公立幼稚園、保育所、認可外保育施設（市町村が一定の施設基準に基づき運営支援を行っている施設に限る。）

○私立幼稚園は文部科学省が別途、移行調査を実施

○移行調査を行うにあたり、事前に事業主説明会を実施

〈今後のスケジュール〉

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 |
| 公定価格（仮単価提示） |  |  |  |  |  |
| 事業主説明会 |  |  |  |  |  |
| 移行調査実施 |  |  |  |  |  |
| 子ども・子育て会議 |  |  |  |  |  |

４　認定こども園移行希望調査票（案）

認定こども園への移行希望調査票

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 名 |  |
| 記 載 者 |  |
| 電話番号 |  |

１　認定こども園制度が改善されたことにともない、今後、認定こども園へ移行する希望をもっていますか。

□移行希望あり

□移行希望なし　→　質問は以上で終了です。

２　認定こども園へ移行する場合、どの類型への移行を予定していますか。

□幼保連携型

□保育所型

□幼稚園型

□地方裁量型

３　認定こども園へ移行する場合、定員をどのように設定される予定ですか。

（※移行後の定員が未定の場合は、「未定」と記入してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 現行の施設定員（人） | 移行後の定員（人） |
| １号 | ２号 | ３号 |
|  |  |  |  |

（注） １号・・・幼稚園の定員

２号・・・保育所の定員（３歳から５歳）

３号・・・保育所の定員（０歳から２歳）

４　認定こども園へ移行する時期はいつ頃を予定していますか。

□平成２７年４月

□平成２７年度中

□平成２８年度

□平成２９年度

□平成３０年度

□平成３１年度

□その他（予定時期：　　　　　　　　）

□未定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ご協力ありがとうございました。

※文部科学省が私立幼稚園に対して実施する移行調査の内容により、設問項目の加筆・修正の可能性あり。

参考

認定こども園について

○認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設

○保護者の就労状況等に関わらず、子どもを受け入れ、幼児期の教育・保育を一体的に実施

○子ども・子育て新制度では、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）

○認定こども園には法律上、以下の４類型がある。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 類　型 | 現行制度 | 新制度 |
| １ | 幼保連携型 | 保育所（児童福祉施設）幼稚園(学校)○認可幼稚園 ＋ 認可保育所○幼稚園、保育所認可を取得後に、認定こども園の認定を受ける。○財政措置は「私学助成（幼稚園）＋保育所運営費」 | 幼保連携型認定こども園○改正認定こども園法に基づく単一の認可○財政措置は「施設型給付」で一本化○認可にあたっては、条例に基づく審議会で審議する必要有 |
| ２ | 幼稚園型 | 保育所機能幼稚園(学校)○認可幼稚園＋認可外保育施設○財政措置は「私学助成（幼稚園）＋安心こども基金（保育所機能）」 | ○施設体系は現行どおり○財政措置は「施設型給付」で一本化 |
| ３ | 保育所型 | 保育所（児童福祉施設）幼稚園機能○未認可幼稚園＋認可保育所○財政措置は「安心こども基金（幼稚園）＋保育所運営費」 |
| ４ | 地方裁量型 | 保育所機能幼稚園機能○未認可幼稚園＋認可外保育施設○財政措置は「安心こども基金（幼稚園・保育所）」 |